



2022年5月13日

各 位

会社名 KDDI株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 誠
(コード番号:9433 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレート統括本部
総務本部長 中里 靖夫
(TEL. 03-6678-0982)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月22日開催予定の第38期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- 変更案第 17 条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- 変更案第 17 条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第16条 (記載省略)	第1条～第16条 (現行どおり)
<u>第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)	(削除) 第 17 条(電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

<p>第 18 条～第 41 条（記載省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第 18 条～第 41 条（現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <p>1. <u>現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 17 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内に開催される株主総会については、現行定款第 17 条は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

2022年6月22日（予定） 第38期定時株主総会開催

同日

定款変更の効力発生

以上